「(335)　ＪＡ8232　」を
「(335)　削除　」に、
「(426)　ＪＡ8527　」を
「(426)　削除　」に、
「(431)　ＪＡ8558　」を
「(431)　削除　」に、
「(438)　ＪＡ8565　」を
「(438)　削除　」に、
「(442)　ＪＡ8569　」を
「(442)　ＪＡ8569
(442)の２　ＪＡ856Ａ　」に、
「(444)　ＪＡ8574　」を
「(444)　削除　」に、
「(469)　ＪＡ8903
(470)　ＪＡ8906
(471)　ＪＡ8908
(472)　ＪＡ8909
(473)　ＪＡ8910
(474)　ＪＡ8911
(475)　ＪＡ8914
(476)　ＪＡ8915　」を
「(469)　削除
(470)　削除
(471)　削除
(472)　削除
(473)　削除
(474)　削除
(475)　削除
(476)　削除　」に
改める。

○総務省告示第百五十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第二号の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二十四号（地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十三年度分の固定資産税から適用する。

平成二十三年四月七日

総務大臣　片山　善博

第一号２中

「(18)	日本瓦斯株式会社	同	」を
「(18)	削除	削除	」に

改める。

第一号３中

「(6)	日鉱金属株式会社（柿の沢発電所に係るものに限る。）	福島県知事	」を
「(6)	ＪＸ日鉱日石金属株式会社（柿の沢発電所に係るものに限る。）	福島県知事	」を
(6)の２	株式会社ユーラスエナジー滝根小白井（滝根小白井ウインドファームに係るものに限る。）	同	に、
「(20)	白馬ウインドファーム株式会社	同	」を
「(20)	白馬ウインドファーム株式会社	同	」に
(20)の２	アドエコロジー株式会社	同	」に

改める。

第一号６中

「(4)	国際石油開発帝石株式会社（群馬ラインに係るものに限る。）	群馬県知事	を
「(4)	国際石油開発帝石株式会社（群馬ラインに係るものに限る。）	群馬県知事	」を
(4)の２	国際石油開発帝石株式会社（朝日工業株式会社供給線に係るものに限る。）	埼玉県知事	に、
「(12)	ジャパンエナジー石油開発株式会社（中条油業所に係るものに限る。）	新潟県知事	を
「(12)	ＪＸ日鉱日石開発株式会社（中条油業所に係るものに限る。）	新潟県知事	に

改める。

第一号11中

「(12)	株式会社テプコケーブルテレビ（テレビ共聴施設のうち栃木県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	栃木県知事	を
「(12)	削除	削除	」に、
「(13)	宇都宮ケーブルテレビ株式会社（栃木県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）	同	を
「(13)	宇都宮ケーブルテレビ株式会社（栃木県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）	栃木県知事	に、
「(22)	株式会社テプコケーブルテレビ（テレビ共聴施設のうち千葉県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	同	を
「(22)	削除	削除	」に、
「(32)	株式会社ジェイコム東京（テレビ共聴施設のうち東京都内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	同	を
「(32)	削除	削除	」に、
「(34)	株式会社テプコケーブルテレビ（テレビ共聴施設のうち神奈川県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	神奈川県知事	を
「(34)	削除	削除	」に、
「(35)	株式会社ジェイコム湘南（神奈川県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）	同	を
「(35)	株式会社ジェイコム湘南（神奈川県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）	神奈川県知事	に、
「(61)	中部ケーブルネットワーク株式会社（岐阜県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）	同	を
「(61)	削除	削除	」に、
「(119)	シティーメディア株式会社（大分県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送及び電気通信事業に係るものに限る。）	大分県知事	を
「(119)	シーティービーメディア株式会社（大分県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送及び電気通信事業に係るものに限る。）	大分県知事	に

改める。